

各位

## 新型コロナウイルス対応について

新型コロナウイルス対策で、政府は、緊急事態宣言の対象地域に、埼玉、千葉、神奈川、大阪の4府県を追加するほか、北海道、石川、兵庫、京都、福岡の5道府県に、まん延防止等重点措置を適用し、期間は、いずれも8月2日から31日までとするとともに、東京と沖縄の宣言の期限も、これにあわせて延長することを決めました。

緊急事態宣言発出に伴い本学としての以下の内容で対応を行い、新型コロナウイルス感染症防止につとめることといたします。

### NIMS アラートについて

アラートレベル「【4】**嚴重警戒**」へと引き上げる。

| 段階          | 基準（内容）                         | 課外活動                | 施設利用   | 窓口対応   |
|-------------|--------------------------------|---------------------|--|--|
| 【5】<br>緊急事態 | 緊急事態宣言の発出されている状態（重大な緊急事態）      | 活動禁止                | 全て利用不可。  | 休止。日時を限定してメールでの問い合わせのみ（曜日限定・時間限定）                          |
| 【4】<br>嚴重警戒 | 緊急事態宣言が発出されており、外出の自粛要請等が出ている状態 | 活動禁止                | 原則として利用不可。ただし、一部施設において人数を制限して十分な感染防止を行ったうえで利用を認めることがある | 休止。<br><問合せ><br>☎ ⇒ 月～金<br>☎ ⇒ 曜日・時間限定                     |
| 【3】<br>警戒   | 大人数での行事、イベント等について自粛要請が出ている状態   | 活動禁止                | 利用制限をする。ただし、一部施設において人数・時間を制限して十分な感染拡大防止を行ったうえで許可する     | 原則、☎または☎での問合せ対応（月～金）、感染防止を行った上で、日時限定で窓口業務を行う場合がある（曜日・時間限定） |
| 【2】<br>嚴重注意 | 自粛要請は出ていないが、感染への注意が必要な状態       | 原則、活動禁止。一部、許可する場合あり | 利用制限をする。人数・時間を制限して十分な感染拡大防止を行ったうえで許可する                 | 可能な限り、☎または☎での問合せ。感染防止を行ったうえで窓口業務を実施する                      |
| 【1】<br>注意   | ほぼ平常時であり、感染の危険がない状態            | 感染防止に注意し活動を認める      | 感染拡大防止に注意して利用を許可する                                     | 感染防止を行ったうえで窓口業務を実施する                                       |
| 【0】<br>通常   | 平常時の状態                         | 通常通り                | 通常通り   | 通常通り   |

(1) 学生対応

学生：原則不要不急の通学は自粛。自宅学修とする。

事務窓口：原則対面対応は行わない。メール、電話、またはオンデマンドでの対応とする。

施設：教室、学生会館、図書館、体育館等の利用は原則禁止。

(2) 追再試

(2日～6日)は感染症対策を徹底して実施する。試験終了後は速やかに帰宅させる。

追再試期間のみ学生会館、図書館は9:00～17:00の間開館する。

学生課、教務課については追再試のみ対面対応を行う。

(3) 4年国家試験対策

人数を制限し3密を回避し、感染症対策を徹底して実施する。

食事での感染を防ぐため、原則午前または、午後のみ行う。

必要な模試等については感染症対策を徹底して実施する。

(4) 臨床実習

医療職種としての履修の重要性から、大学としては病院側に実施をお願いする。ただし、病院側の判断を優先し実施、中止の判断を行う。また、臨床実習時の感染予防対策などのための必要な事前講義・実習は人数を制限し、3密を回避し、感染対策を徹底して実施する。食事での感染を防ぐため原則午前、または午後のみの実施とする。

(5) テーブルマナー研修

8月27日は会食を伴い感染リスクが高いため中止する。

(6) オープンキャンパス

感染リスクを考慮し、実施内容を見直して縮小して開催。オンデマンドを積極的に活用するとともに一部対面で実施する。

開催するにあたって宣言期間中は学生スタッフを起用せず、教職員のみで対応を行う。

(7) ワクチン接種

7月31日、8月1日、7日はコロナ感染対策上、必要不可欠であるため感染対策をより徹底してワクチン接種を実施する。

以上